# 平成30年度

# 計 量 年 報



### はじめに

計量制度は、社会生活や経済活動の根幹として、府民の皆様の日常生活から産業や科学技 術の分野に至るまで密接な関わりを有し、経済の発展と文化の向上に欠くことのできない重 要なものであります。

京都府では、近年の社会・経済情勢を踏まえ、国際化、高度情報化、技術革新への対応、消費者利益の確保を基本としながら、「正確な計量器の供給」、「正確な計量器の使用」、「適正な計量管理システムの確保」、「計量思想の普及」などを目的に、計量法に基づく諸般の事業、施策を推進しています。

この「計量年報」は、平成30年度に実施した計量業務の実績などについてその概要をま とめたものです。

今後とも、本府の計量行政に一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします とともに、皆様の参考資料として御活用願えれば幸いに存じます。

# 目 次

<u>1</u> /		
1	沿 革	1
2	組織と主要分掌事務	2
3	土地及び建物	3
4	検定検査用設備機械器具	5
5	歳入歳出実績	6
<u>II</u>	計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査	
1	届 出	8
2	登 録	11
3	指 定	13
4	立入検査	15
<u>III</u> #	特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査	
1	検定及び装置検査	16
2	基準器検査	19
IV !	特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査	
1	定期検査	20
2	計量証明検査	24
3	立入検査	25
4	依頼検査	26
V	量目の検査及び指導	
1	量目立入検査	27
2	試買検査	28
VI F	計量制度の普及啓発事業	
1	計量記念日事業	28
2	計量教室の開催	29
3	消費生活展	29
4	講習会への講師の派遣	30
VII F	計量関係団体への支援	30
VIII F	計量制度の推進	
	指定製造事業者制度の充実	31

### I 総説

### 1 沿 革

京都においては、古くから、ものさし、ます、はかりなどが作られ、江戸時代には幕府 の統轄機関として神家秤座、福井家桝座があり、西国33か国を支配していた。

その後、社会の近代化とともに明治8年に度量衡取締条例、明治24年に度量衡法、昭和26年に計量法が制定され、さらに、平成4年に①国際化への対応、②技術革新への対応、③消費者利益の確保を柱とした改正計量法が公布、平成5年11月1日から施行され、社会生活の基本的制度として今日に至っている。

本府は、上記の歴史的経過を背景に計量器の製造、販売業者が多いことから、明治38年には内務部に権度課を設置し、その後の社会の進展に応じて正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため拡充、強化を図ってきた。

また、平成12年4月に施行されたいわゆる「地方分権推進一括法」により、計量行政 は国の機関委任事務から自治事務化され、地域社会に即した計量行政を推進することが求 められていることに対しても的確に対応してきている。

なお、平成21年4月に指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を行い、同年5月から定期検査・計量証明検査及び検定・基準器検査等の業務の委託を開始した。

平成28年4月には、当所において京都市の計量業務を受託し、実施することとなった。

明治26年 4	月	京都府常置度量衡検定所設置
37年10	月	内務部第4課に権度係設置
38年 4	月	内務部に権度課設置
39年11/	月	度量衡検定所を府庁構内に新築
昭和 4年 9	月	内務部商工水産課権度係に組織替
10年 1	月	経済部商工水産課権度係に組織替
23年 8	月	商工部商工課権度係に組織替
30年11/	月	京都府計量検定所設置(第1種地方機関)
35年 1	月 .	庶務課、業務課を設置
39年 4	月.	庶務課、業務第一課、業務第二課の3課制となる。
43年 4	月	庶務課、検定第一課、検定第二課、検査課の4課制となる。
45年 4	月.	府庁本館新築のため仮庁舎を現在地に建設し移転
49年 8	月	計量検定所新庁舎完成
56年 4	月	会計規則による公所指定
57年 6	月	検査課を指導検査課と改称、次長制の設置

平成12年 4月 計量行政が機関委任事務から自治事務となる。

21年 4月 次長制の廃止、指導課の1課制となる。

一般社団法人京都府計量協会を指定定期(計量証明)検査機関と して指定

21年 5月 一般社団法人京都府計量協会に検査・検定等の業務を委託

28年 4月 京都市の計量業務を受託

### 2 組織と主要分掌事務

指

導

課

導

課

長

出納

員

所

長

1 人事、服務、福利厚生

2 予算、経理

3 一般庶務

4 特定計量器の検定

5 基準器の検査

6 定期検査

7 検定、検査等証印類の管理

8 特定計量器の製造・修理事業の届出受理、指導

9 特定計量器販売事業の届出受理、指導

10 適正計量管理事業所の指定、指導

11 計量証明事業の登録、指導及び計量証明検査

12 特定計量器の立入検査、指導

13 商品量目の検査、指導

- 1 4 計量普及及び計量団体の指導

人員配置

平成30年6月1日現在

職名課名	所長	課長	専門幹	主査	主任	技師	副主査 (再任用)	嘱託	計
指導課	1	1	1	3	1	2	4	4	1 7

一般計量教習終了者 9名

### 3 土地及び建物

所在地 京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431

敷 地 1,313m<sup>2</sup>

建物 本館 鉄筋コンクリート3階建

床面積 299.01m<sup>2</sup> 延面積 890.84m<sup>2</sup>

自動車車庫 鉄骨スレート葺 21.60m<sup>2</sup> 自転車置場 アルミ波板葺 18.94m<sup>2</sup>

#### ◎主な付帯設備

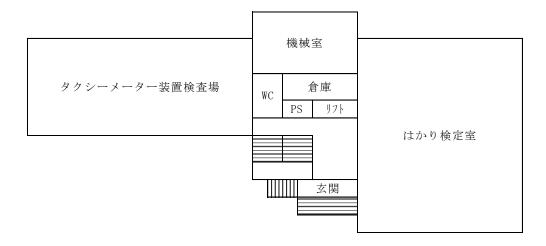
高圧受変電設備 1式 受検器物運搬用昇降リフト 1基 はかり検定用天井走行クレーン 1基

#### ◎主な室の面積

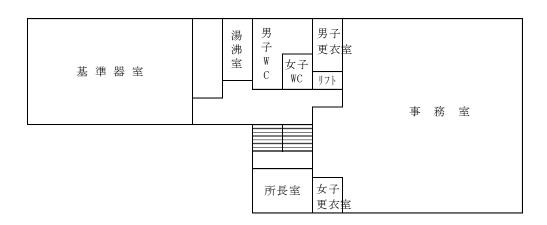
事務室 (所長室を含む)136.00m²はかり検定室104.00m²タクシーメーター装置検査場94.15m²圧力計・体積計検定室77.00m²会議室65.00m²基準器室62.65m²

### ◎ 平面図

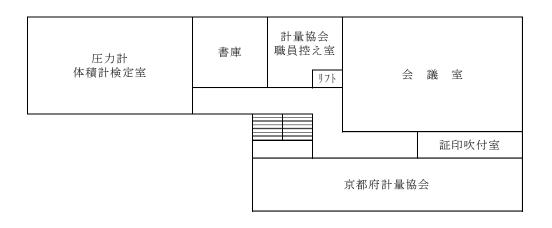
1 階



2 階



3 階



### 4 検定検査用設備機械器具

### (1) 基準器

品 名	数量	品 名	数量
基準巻尺	2個	液体メーター用基準タンク	3個
タクシーメーター装置検査用基準器	3個	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	2個
特級基準分銅	2組	燃料油用基準浮ひょう型密度計	1個
一級基準分銅	6組	基準液柱型圧力計(血圧計用)	1個
基準ガラス製温度計	4組	基準重錘型圧力計 (パスカル対応)	4個
基準全量フラスコ	6個	基準酒精度浮ひょう	1組
基準ビュレット	5個		

### (2) 検定検査用主要機器

品 名	数量	品 名	数量
タクシーメーター装置検査用回転数計	4個	実用基準分銅(連鎖式)	1式
定電圧電源装置	2個	定盤	16個
ストップウォッチ	10個	秤架	2個
圧力計 (タクシーメーター用)	3個	チェーンブロック	1個
電気式質量比較器	11個	証印吹付器	1個
実用基準分銅	177個	水銀標準温度計	1個
		簡易フォークリフト	1個

### (3) 公用車

小型貨物自動車 1台

### 5 歳入歳出実績

(歳 入)

(単位:円)

	3	(単位・口 <i>)</i>
科目	区分	金額
(款) 使用料及び手数	· 料	
(項) 手数料	1 計量器検定手数料	9, 666, 110
(目) 商工手数料	• 計量器検定手数料	8, 284, 650
(節) 商工業手数料	• 計量器定期検査手数料	0
	• 基準器検査手数料	1, 381, 460
	• 計量証明事業計量器検査手数料	0
	2 計量関係事業者登録等手数料	30, 400
	· 指定製造事業者指定検査手数料	0
	• 適正計量管理事業所指定検査手数料	19, 900
	· 計量証明事業登録等手数料	10, 500
	3 その他証明事務手数料	16, 400
	計	9, 712, 910
(項)使用料		213, 260
(目) 商工使用料		
(節) 計量検定所使用料		
(款) 諸 収	入	
(項) 受託事業収入	1 計量検定所受託事業収入	53, 800, 000
(目) 商工費受託事業収入		
(節) 商工業費受託事業収入		
(項)雑 入	1 計量器出張検定旅費納付金	569, 862
(目)雑 入	2 大型はかり出張検査等旅費納付金	0
(節)納 付 金	3 大型はかり検査用分銅等運搬費納付金	0
	計	569, 862
(節) その他収入		19, 476
合		64, 315, 508

### (歳 出)

(単位:円)

		科			目			金額
(款)				(節)	報		酬	8, 987, 100
	商	エ	費		共	済	費	1, 690, 683
(項)					賃		金	1, 914, 360
	商	工業	費		報	償	費	27, 540
(目)					旅		費	1, 164, 977
	計量	検定	費		需	用	費	4, 494, 140
					役	務	費	2, 602, 123
				***************************************	委	託	料	56, 812, 452
					使用料	及び賃借	片料	82, 604
					備品	購入	費	1, 532, 520
					負 担 金 交	、 補 助 及 付	で 金	16, 000
					公	課	費	6, 600
		合			計			79, 331, 099

### Ⅱ 計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査

### 1 届 出

#### (1) 特定計量器製造・修理事業

特定計量器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、製造は経済 産業大臣に、修理は都道府県知事に届け出なければならない。

(法第40条、46条)

なお、届出事項に変更が生じたときも、遅滞なく届け出なければならない。

(法第42条、45条、46条)

事業者数等は表1~3のとおりである。

表1 処理件数及び届出製造事業者(本府に主たる事業場を有する者)・届出修理事業者数

			製	造				修	理	
区 分	処理件数			事業者数		処理件数			事業者数	
	新規	廃止	変更	30年度末現在	29年度末現在	新規	廃止	変更	30年度末現在	29年度末現在
タクシーメーター				1	1			1	15	15
質量計等	24	3	4	42	21	9	2	3	46	39
温度計				1	1					
水道メーター			2	8	8					
温水メーター				1	1					
燃料油メーター			4	12	12				6	6
液化石油ガスメーター				1	1			2	1	1
ガスメーター				2	2					
排ガス積算体積計等				1	1					
排水積算体積計等			1	3	3					
量器用尺付タンク				1	1					
密度浮ひょう等				1	1					
圧力計(血圧計を除く)		2			2			4	4	4
血圧計									2	2
積算熱量計			1	1	1					
濃度計			4	14	14				7	7
合 計	24	5	16	89	70	9	2	10	81	74
П П				(28)	(25)				(42)	(43)

<sup>( )</sup>内は届出事業者の実数

表 2 届出製造事業者(本府に主たる事業場を有する者)及び届出修理事業者の分布状況

区分			製	造	修	理	合	計
市田	<sub>叮村</sub>		事業者	事業所	事業者	事業所	事業者	事業所
京	都	市	22	24	31 (6)	33	53(6)	57
福	知 山	市	1	2	1	4	2	6
舞	鶴	市			4(1)	4	4(1)	4
綾	部	市	1	1	1	1	2	2
宇	治	市	1	1	2	2	3	3
城	陽	市					0	0
向	日	市	1	1	2	1	3	2
長	岡 京	市					0	0
八	幡	市	1	1			1	1
京	田辺	市					0	0
京	丹 後	市			1	1	1	1
久	御山	町		2			0	2
京	丹 波	町	1	1			1	1
合		計	28	33	42 (7)	46	70(7)	79

<sup>( )</sup>内は府外に本社を有する事業者の内数。

### 表3 府外の届出製造事業者であって、本府に事業場を有する者

区分	事 業	者 数	事業者及び事業場の名称(所在地)		
	30年度末現在	29年度末現在	事未有及い事未物の右や (M 任地)		
燃料油メーター	4 (1)	4 (1)	(株)タツノ 福知山営業所(福知山市)		
液化石油 ガスメーター	1 (1)	1 (1)	(株)タツノ 福知山営業所(福知山市)		

<sup>( )</sup>内は届出事業者の実数。

#### (2) 特定計量器販売事業

特定計量器のうち表4に掲げるものの販売(輸出のための販売を除く。)の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、販売をする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。(法第51条)

ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が、届け出に係る特定計量器を製造又は修理し、 販売の事業を行おうとするときは、届け出を要しない。

なお、届出事項に変更が生じたときも、遅滞なく届け出なければならない。

また、適正な計量を確保するため、必要な知識を習得し、購入者に対して正しい使用方法を 説明するなど遵守すべき事項が定められている。(法第52条)

事業者数等は表5のとおりである。

#### 表 4 事業の区分及び略称

区分	略称
非自動はかり (計量法施行令第14条各号に掲げる特定計量器 (家庭	所 <b>县</b> 副
用特定計量器)を除く。)、分銅及びおもり	質 量 計

#### 表 5 処理件数及び事業者・店舗数

	奴	理件	数	3	0 年度末現在	Ē	29年月	度末現在
区 分	新規	廃止	変更	事業者数	不明 事業者数	店舗数	事業者数	店舗数
質量計	7	1 2	1 3	3 4 9	6 2*	6 5 9	3 6 1	677

<sup>※</sup>不明事業者数は、現地調査等を含む調査結果による数値です。

### 2 登 録

#### (1) 計量証明事業

- ア 一般計量証明(長さ、質量、面積、体積、熱量)及び環境計量証明(濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル)の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。(法第107条)なお、届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出なければならない。事業者数等は表6・7のとおりである。
- イ 登録事業者に対して、適正な計量証明の実施を確保するため、事業規程の見直し、計量 証明に使用する特定計量器等の設備及び管理状況並びに計量方法等についての指導に努め た。
- ウ 計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準(平成5年通商産業省告示第549号)に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象として講習会及び試験(主任計量者試験)を3回実施した。

講習・試験の結果は表8のとおりである。

表 6 処理件数及び事業者数

17						処	!	理	件	数	ά		事業	者数
区	分	r	新	規	廃	止	変	更	登録証 再交付		登録簿 閲 覧	登録簿 謄本交付	30年度末 現 在	29年度末 現 在
	質	量				1	4	19					92	93
一般	体	積											2	2
	熱	量								-			0	0
	濃	度					2	21					23	23
環境	特定	濃度						3					3	3
· 垛 児	音	圧						9					9	9
	振	動		***************************************				8	***************************************				7	7
合	計	-		0		1	ç	90	0		0	0	136 (118)	137 (119)

( )内は事業者の実数。

表 7 地域別事業者数

区分		一 般	Ľ		環	境		<b>∧</b> ⇒1
市町村	質 量	体 積	熱量	濃度	特定濃度	音 圧	振 動	合計
左 京 区								0
中 京 区				2	1	2	2	7
東山区	1							1
山 科 区	1			1	1	2	1	6
下 京 区	1			1				2
南 区	12			5		1	1	19
右 京 区	1			1				2
西京区	1							1
伏 見 区	21			5		3	2	31
京都市計	38	0	0	15	2	8	6	69
福知山市	3			1				4
舞鶴市	7	2		2				11
綾 部 市	1							1
宇治市	2				1			3
宮 津 市	3							3
亀 岡 市	2			************************				2
城陽市	2			***************************************				2
向日市	2							2
長岡京市	3			1				4
八幡市	9							9
京田辺市	4			1				5
京丹後市	1							1
南丹市	1							1
木 津 川 市	4			1				5
市部計	44	2	0	6	1	0	0	53
大山崎町				1				1
久 御 山 町	3							3
宇治田原町	1							1
精 華 町	1			1		1	1	4
京丹波町	4							4
与謝野町	1							1
郡部計	10	0	0	2	0	1	1	14
30年度末現在	92	2	0	23	3	9	7	136

表8 一般主任計量者の講習・試験の結果

実施年月日	事業区分	申込者数	受験者数	合格者数
平成30年7月17日	質量	5	2	2
平成30年12月7日	質量	22	20	14
平成31年2月15日	質量	14	14	8
合	計	41	36	24

#### (2) 計量士

計量士になろうとする者は、計量器の検査その他計量管理を行うために必要な知識経験を有する者として、計量士の区分に従い経済産業大臣の登録を受けることができる。(法第122条) 新規登録の処理件数は次のとおりである。

	区 分	処理件数
環境計量士 (濃度関係)	1 濃度に関する計量士	5
環境計量士	2 音圧レベル及び振動加速度レベルに関	0
(騒音・振動関係)	する計量士	2
一般計量士	前2号に揚げる物象の状態の量以外のもの	1
	に係る計量士	1

### 3 指 定

#### (1) 指定製造事業者

届出製造事業者のうち、一定水準の製造・品質管理能力を有する事業場(工場)については、 法令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣の指定を受けることができる。(法第 16 条、96 条)

また、指定を受けた事業場(工場)が製造した型式承認を受けた特定計量器は、経済産業省令で定める表示(基準適合証印 本年度中に付した個数:318,115個)を付すことにより、検定に代えて取引・証明に使用することができる。(法第16条、96条)

なお、指定申請は、都道府県知事を経由して行うこととなっており、申請した届出製造事業者は、申請した工場又は事業場における品質管理の方法について、都道府県知事の指定検査を受けなければならない。(法第 91 条第 2 項)また、指定を受けた後も、品質管理の方法を変更したことによって特定計量器の品質に重要な影響を及ぼす場合は、経済産業大臣に変更届を提出し、知事の立入検査を受けなければならない。(法第 94 条)

指定状況及び変更の処理件数は次のとおりである。

事 業 所 名	指 定 日	事 業 区 分	処理件数
アズビル京都㈱	平成 10 年 11 月 2 日	水道メーター	0
㈱富永製作所	平成 11 年 3 月 11 日	自動車等給油メーター	1
㈱島津製作所	平成12年4月3日	濃度計	0
㈱島津製作所	平成 14 年 1 月 25 日	質量計	0
関西ガスメータ(株)	平成 14 年 3 月 15 日	ガスメーター	1
アズビル京都㈱	平成 22 年 8 月 27 日	積算熱量計	1
㈱富永製作所 久御山工場	平成 30 年 3 月 27 日	自動車等給油メーター	1

#### (2) 適正計量管理事業所

ア 特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うもの(計量管理の方法等について都道府県知事又は特定市町村長の検査を受け適合したもの)は、経済産業大臣(国の事業所)又は都道府県知事(国の事業所以外の事業所)の指定を受けることができる。(法第127条)

指定を受けた事業所は、使用する特定計量器について、定期検査の受検義務が免除される。

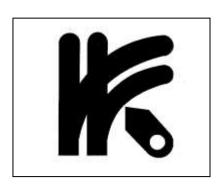
なお、届け出た計量管理の方法の遵守ほか、検査を行った特定計量器の数等の報告 (年1回)及び届出事項に変更が生じたときの変更の届(その都度遅滞なく)等が必要となる。

\*知事指定の事業所数等は次のとおりである。

	処 理 件	数	事 業	所 数	
新規	廃 止 変 更		30年度末現在	29年度末現在	
2	8	7 1	868	887	
2	(21 事業所)	(1,119 事業所)	0 0 0	0 0	

イ 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定める標識を掲げることができる。(法第 130 条、計量法施行規則第 78 条)

標識



### 4 立入検査

#### (1) 製造・修理事業者

届出製造・修理事業者に対して、検査設備、検査義務の実施状況等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導に努めた。(法第 148 条)

検査事業者数は次のとおりである。

区分	製 造	修 理
事業者数	6	1 2

#### (2) 計量証明事業者

一般計量証明事業者、環境計量証明事業者に対して、事業規程の遵守、計量証明検 査の受検状況等について立入検査を行い、計量証明事業の適正な実施を図るため、指 導に努めた。(法第 148 条)

検査事業者数は次のとおりである。

区 分	一般	環境
事業者数	3 0	8

#### (3) 適正計量管理事業所

適正計量管理事業所に対して、計量士による特定計量器の検査の状況、計量管理の 実施状況等について立入検査を行い、適正な計量管理の推進を図るため、指導に努めた。 (法第 148 条)

平成28年度から特定市(京都市)の事業所も対象とした。

本年度は10事業所(特定市(京都市)5、特定市以外5)、業種別では製造業3事業 所、流通業6事業所及び診療所1事業所に対して立入検査を行った。

#### (4) 指定製造事業者

品質管理能力を有すると認められ、指定を受けた届出製造事業者に対して品質管理の方法に関する基準の遵守、特定計量器の製造に係る基準適合義務の実施方法等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導に努めた。

(法第148条)

検査対象事業者数及び検査実施事業者数は次のとおりである。

区分	濃度計	質量計	カ゛スメーター	自動車等給油メーター	水道メーター	積算熱量計	
事業者数	1	1	1	2	1	1	
検査実施 事業者数	0	1	0	1	1	0	

### Ⅲ 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

### 1 検定及び装置検査

取引又は証明に使用する特定計量器は、検定又は検査に合格したものでなければ使用してはならない(法第16条)

なお、検定に合格したものには検定証印、指定製造事業者が製造した型式承認を受けたものには 基準適合証印、装置検査に合格したものには装置検査証印が付される。(法第72条、75条、96条) また、検定は経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関のいずれかに、 装置検査は都道府県知事に申請しなければならない。(法第70条)

検定及び装置検査の実績は表9・10のとおりである。







表 9 特定計量器検定·装置検査実績

	区分	製	造又は	輸入	修理	又は使	用中		合	計
種	類	検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)
タクシーメーター	(装置検査)				8, 917	2	6, 241, 900	8, 917	2	6, 241, 900
	電気抵抗線式はかり	2	0	30, 300	81	0	195, 900	83	0	226, 200
	誘電式はかり				2	0	2, 100	2	0	2, 100
	電磁式はかり							0	0	0
	その他の電気式はかり							0	0	0
	手動天びん							0	0	0
質量計	等比皿手動はかり							0	0	0
貝里訂	棒はかり							0	0	0
	その他の手動はかり							0	0	0
	ばね式はかり							0	0	0
	手動指示併用はかり							0	0	0
	その他の指示はかり							0	0	0
	分銅							0	0	0
温度計	ガラス製温度計							0	0	0
(血)及司	(ガラス製体温計を除く)							U	0	U
	水道メーター(口径≦40mm)							0	0	0
	水道メーター (口径>40mm)							0	0	0
	自動車等給油メーター				635	0	1, 321, 900	635	0	1, 321, 900
	小型車載燃料油メーター	30	0	61,500	99	0	205, 350	129	0	266, 850
	大型車載燃料油メーター				27	0	62, 100	27	0	62, 100
	簡易燃料油メーター				1	0	1,600	1	0	1,600
	微流量燃料油メーター							0	0	0
/ <del>/</del> / ≄ ⇒ 1.	定置燃料油メーター				9	0	27, 900	9	0	27, 900
体積計	液化石油ガスメーター				21	0	134, 100	21	0	134, 100
	都市ガス用ガスメーター							0	0	0
	(使用量大流量≦6m³/h)				***************************************		~~~~	0	V	Ü
	都市ガス用ガスメーター							0	0	0
	(使用量大流量>6m³/h)									
	石油ガス用ガスメーター (使用量大流量≦2.5m³/h)							0	0	0
	石油ガス用ガスメーター									
	(使用量大流量>2.5m³/h)							0	0	0
熱量計	積算熱量計							0	0	0
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう							0	0	0
шхпоху	耐圧密度浮ひょう							0	0	0
アネロイド 型圧力計	アネロイド型血圧計以外の							0	0	0
	アネロイド型圧力計							V		V
	アネロイド型血圧計							0	0	0
	比重浮ひょう							0	0	0
浮ひょう 型比重計	重ボーメ度浮ひょう							0	0	0
	日本酒度浮ひょう							0	0	0
	合 計	32	0	91,800	9, 792	2	8, 192, 850	9, 824	2	8, 284, 650

表10 特定計量器検定・装置検査の推移

区分		2 9	年 度			3 0	年 度		対前年	増減率
種 類	検定個数	不合格		手数料(円)	検定個数	不合格		手数料(円)	検定個数	手数料
タクシーメーター (装置検査)	8, 532	3	0.0	5, 972, 400	8, 917	2	% 0. 0	6, 241, 900	% 4. 5	% 4. 5
非自動はかり	72	0	0.0	197, 220	85	0	0.0	228, 300	18. 1	15.8
分 銅	_	_	-	_	_	_	_	_		
ガラス製温度計 (ガラス製体温計を除く)	_	_	_	_	_	_	_	_		
水道メーター	_	_	-	_	_	_	_	_		
燃料油メーター	1,058	0	0.0	2, 190, 000	801	0	0.0	1,680,350	△ 24.3	△ 23.3
液化石油ガスメーター	23	0	0.0	146, 100	21	0	0.0	134, 100	△ 8.7	△ 8.2
ガスメーター	_	_	_	_	_	_	_	_		
積算熱量計	_	_	_	_	_	_	_	_		
アネロイド型圧力計 (アネロイド型血圧計を除く)	_	_	_	_	_	_	_	_		
浮ひょう型比重計	_	_	_	_	_		_	_		
合 計	9, 685	3	0.0	8, 505, 720	9,824	2	0.0	8, 284, 650	1.4	△ 2.6

### 2 基準器検査

検定、定期検査等に使用する計量器(基準器)のうち、都道府県知事が検査を行うことになっているものは表11のとおりであり、検査に合格した基準器には基準器検査証印が付され、基準器検査成績書が交付される。(法第102条、基準器検査規則第5条)

基準器検査の実績は表12のとおりである。

### 基準器検査証印

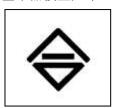


表11 都道府県知事が検査を行う基準器

長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ひょう量が2トン以下の手動天びん又は基準直示天びんであって目
	量又は感量がひょう量の 4,000 分の 1 以上のもの
質量基準器	ひょう量が 5 トン以下の基準台手動はかりであって目量又は感量が
	ひょう量の2万分の1以上のもの
	一級基準分銅・二級基準分銅・三級基準分銅
	基準ガスメーターのうち計ることができるガスの体積が計量室の1
	回転につき 20 リットル以下の湿式のもの
/+·1= + %= ==	全量が 1,000 リットル未満の液体メーター用基準タンクであって水
体積基準器	道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの
	全量が25リットル以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油
	メーターの検査に用いるもの

表12 基準器検査実績

種類	検査個数	不合格個数	手数料(円)
タクシーメーター装置検査用基準器	2	0	26, 800
基準台手動はかり	2	0	20, 900
基準分銅	1,020	1	1, 063, 360
基準湿式ガスメーター	1 1	1	202, 400
液体メーター用基準タンク (水道メーター用に限る)	0	0	0
液体メーター用基準タンク (水道メーター用を除く)	4	0	68, 000
合 計	1,039	2	1, 381, 460

### IV 特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査

### 1 定期検査

取引又は証明に使用する特定計量器のうち、その構造及び使用状況からみて、その性能及び器差について、定期的に検査を行うことと規定されている計量器(質量計2年に1回)は、都道府県知事又は特定市町村長(定期検査に代わる計量士による検査も可)が行う検査を受けなければならない。(法第19条)検査に合格した計量器には、検査年月が表示された定期検査済証印が付される。

なお、平成21年度から、指定定期検査機関として京都府の指定を受けている一般社団法人京都府計量 協会が検査を実施している。また、平成28年度から、京都市域分の実績も記載している。

検査実績は、表13~16のとおりである。

定期検査済証印



表13 定期検査の種類別成績

	種類	検査個数	不合格個数	手数料(円)
	電気抵抗線式はかり	3, 873	37	7, 671, 100
	誘電式はかり	304	3	498, 400
	電磁式はかり	305	2	593, 600
	その他の電気式はかり	0	0	0
	手 動 天 び ん	0	0	0
はか	等比皿手動はかり	12	0	6, 000
<i>y</i>	棒はかり	8	0	2,000
	その他の手動はかり	508	2	361, 600
	ばね式はかり	1, 903	5	950, 000
	手動指示併用はかり	102	0	51,000
	その他の指示はかり	7	0	35, 200
	計	7, 022	49	10, 168, 900
分銅	分銅	582	0	5, 820
•	定量おもり	6	0	60
おも	定量増おもり	2, 591	0	25, 910
り	計	3, 179	0	31, 790
	合 計	10, 201	49	10, 200, 690

### 表14 定期検査の種類別検査個数

区分市町村	電気 抵抗線式 はかり	誘電式はかり	電磁式はかり	その他の 電気式 はかり	手動 天びん	等比皿 手動 はかり	棒 はかり	その他の 手動 はかり	ばね式 はかり	手動指示 併用 はかり	その他の 指示 はかり	小計	分銅	定量 おもり	定量増おもり	小計	合計
京都市	2, 440	155	189	0	0	11	3	248	1, 100	74	1	4, 221	445	2	1, 304	1, 751	5, 972
綾 部 市	96	12	5	0	0	0	1	35	100	1	0	250	5	1	171	177	427
福知山市	273	28	23	0	0	1	1	46	118	7	2	499	48	1	223	272	771
亀 岡 市	252	35	22	0	0	0	1	29	69	3	1	412	10	0	136	146	558
向 日 市	70	5	7	0	0	0	0	6	54	4	0	146	20	0	35	55	201
長岡京市	138	19	15	0	0	0	0	15	82	8	0	277	36	0	85	121	398
京丹後市	240	13	10	0	0	0	1	50	182	3	1	500	14	1	244	259	759
木津川市	157	17	13	0	0	0	1	42	125	0	0	355	0	1	217	218	573
市部計	3, 666	284	284	0	0	12	8	471	1,830	100	5	6, 660	578	6	2, 415	2, 999	9, 659
大山崎町	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	15	0	0	0	0	15
笠 置 町	6	0	0	0	0	0	0	2	6	1	0	15	4	0	12	16	31
和 東 町	74	0	1	0	0	0	0	22	30	0	0	127	0	0	105	105	232
精 華 町	42	11	16	0	0	0	0	10	13	1	0	93	0	0	45	45	138
南山城村	9	0	1	0	0	0	0	1	7	0	0	18	0	0	4	4	22
町村部計	143	11	19	0	0	0	0	35	56	2	2	268	4	0	166	170	438
合 計	3,809	295	303	0	0	12	8	506	1, 886	102	7	6, 928	582	6	2, 581	3, 169	10, 097
該当年度外補 充 検 査	64	9	2	0	0	0	0	2	17	0	0	94	0	0	10	10	104
総計	3, 873	304	305	0	0	12	8	508	1, 903	102	7	7,022	582	6	2, 591	3, 179	10, 201

表15 定期検査の検査個数の推移

		区分	}		検	査 個	数				不 合 格	各 個 数		
				3 0	年度	2 8	28年度 26年度		3 0	年度	2 8	年度	2 6	年度
市田	丁村			個 数	対前回増減率	個 数	対前回増減率	個 数	個 数	比 率	個 数	比 率	個 数	比 率
京	都	市	ĵ	5, 972	△7. 7	6, 469	△9.9	7, 177	16	0.3	23	0.4	25	0.3
綾	部	市	ĵ	427	△9.5	472	△2.9	486	3	0.7	2	0.4	1	0. 2
福	知 山	1 #	ĵ	771	△10.1	858	△3.1	885	6	0.8	2	0.2	2	0. 2
亀	岡	市	ĵ	558	△4.3	583	△1.4	591	1	0.2	5	0.9	2	0.3
向	日	市	ĵ	201	△3.4	208	3.0	202	1	0.5	1	0.5	3	1.5
長	岡京	(	ĵ	398	8. 7	366	△5.2	386	4	1.0	1	0.3	7	1.8
京	丹 後	色市	ĵ	759	△2.7	780	△4.2	814	10	1.3	2	0.3	2	0.2
木	津川	市	ĵ	573	△13.3	661	2.2	647	2	0.3	3	0.5	2	0.3
市	部	計	-	9,659	△7.1	10, 397	△7.1	11, 188	43	0.4	39	0.4	44	0.4
大	山峭	<b>新</b>	_	15	△67.4	46	△28.1	64	0	0.0	0	0.0	0	0.0
笠	置	町	ſ	31	3. 3	30	△3.2	31	0	0.0	0	0.0	0	0.0
和	束	町	_	232	△1.7	236	△18.1	288	0	0.0	1	0.4	1	0.3
精	華	町	_	138	9. 5	126	△6.7	135	0	0.0	0	0.0	3	2. 2
南	山 坂	<b>大</b>	†	22	4.8	21	△4.5	22	0	0.0	0	0.0	0	0.0
町	村部	了計	-	438	△4.6	459	△15.0	540	0	0.0	1	0.2	4	0. 7
合		言		10, 097	△7.0	10,856	△7. 4	11, 728	43	0.4	40	0.4	48	0.4
該	当年度外補	充検査		104	76. 3	59	△20.3	74	6	5.8	3	5.1	0	0.0
総		計		10, 201	$\triangle 6.5$	10, 915	△7.5	11, 802	49	0. 5	43	0.4	48	0.4

表16 定期検査の検査戸数の推移

		[	区分		検	査 戸	数				不合林	各戸数		
				3 0	年度	2 8	年度	26年度	3 0	年度	2 8	年度	2 6	年度
市町	·村			戸 数	対前回増減率	戸 数	対前回増減率	戸 数	戸 数	比 率	戸 数	比 率	戸 数	比 率
京	都	)	市	1,870	△6.7	2,005	△5.5	2, 122	15	0.8	21	1.0	23	1. 1
綾	部		市	142	△0.7	143	△4.7	150	3	2.1	2	1.4	1	0. 7
福	知	Щ	市	252	△6.0	268	$\triangle 2.2$	274	4	1.6	2	0.7	2	0.7
亀	岡		市	175	△6.9	188	3.3	182	1	0.6	5	2.7	2	1. 1
向	日		市	57	0.0	57	△1.7	58	1	1.8	1	1.8	3	5. 2
長	岡	京	市	124	6.9	116	△4.9	122	4	3.2	1	0.9	6	4. 9
京	丹	後	市	265	△1.9	270	△5.3	285	9	3.4	2	0.7	2	0. 7
木	津	Ш	市	183	△4.7	192	0.5	191	1	0.5	3	1.6	2	1. 0
市	部		計	3, 068	△5.3	3, 239	△4.3	3, 384	38	1.2	37	1.1	41	1. 2
大	Щ	崎	町	13	△27.8	18	△28.0	25	0	0.0	0	0.0	0	0.0
笠	置		町	10	△9.1	11	10.0	10	0	0.0	0	0.0	0	0.0
和	東		町	88	△7.4	95	△5.0	100	0	0.0	1	1.1	1	1.0
精	華		町	44	0.0	44	△8.3	48	0	0.0	0	0.0	2	4. 2
南	Щ	城	村	12	9. 1	11	0.0	11	0	0.0	0	0.0	0	0.0
町	村	部	計	167	△6.7	179	△7.7	194	0	0.0	1	0.6	3	1.5
合	-		計	3, 235	△5.4	3, 418	△4.5	3, 578	38	1.2	38	1.1	44	1.2
該当	i年度外	補充	検査	21	61. 5	13	18. 2	11	2	9.5	2	15. 4	0	0.0
総			計	3, 256	△5. 1	3, 431	△4.4	3, 589	40	1.2	40	1.2	44	1.2

### 2 計量証明検査

計量証明事業者は、事業登録を受けた日から特定計量器の種類により、法令で定める期間ごとに都道府県知事が行う検査を受けなければならない。(法第116条)

検査に合格した特定計量器には、計量証明検査済証印及び検査年月が付される。

なお、質量計については、平成21年度から指定計量証明検査機関として京都府の指定を受けている一般社団法人京都府計量協会が検査を実施している。

法令で定める期間は表17、検査実績は表18のとおりである。

表17 計量証明事業に係る特定計量器及び期間

種類	期間
質量計 (非自動はかり、分銅及びおもり)	2年
皮革面積計	1年
騒音計	3年
振動レベル計	3年
濃度計(ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょうを除く)	3年

表18 計量証明検査実績

	種	類	検査個数	不合格個数	手数料(円)
	質量計	非自動はかり	5	1	116, 200
般	貝里司	分銅及びおもり	0	0	0
,,,,,		<b>計</b>	5	1	116, 200
	騒音計		0	0	0
環境	振動レベ	ル <b>計</b>	0	0	0
境	濃度計		0	0	0
		<b>1</b>	0	0	0
		合 計	5	1	116, 200

環境計量器については、全数計量法 116条第1項第1号に該当し、計量証明検査の受検実績はなかった。

### 3 立入検査

正確な計量器(特定計量器以外のものを含む。)による適正な計量を確保することは、商工業の適切な経営と消費者保護のために欠かせない重要なことであるので、計量器を取引又は証明に使用する事業所などにおいて、不適正な計量器を排除するとともに、適正な計量の実施について指導を行った。(法第148条)

#### (1) 特定計量器 (質量計) の検査

本年度は、4市1町の11店舗において、食肉、魚介、青果物等の食料品及びその他の消費生活物資を製造又は販売している事業所等で使用されている質量計の立入検査を行い、定期検査の未受検など不適正使用を防止するとともに適正な計量の実施について指導を行った。

検査成績は次のとおりである。

検査地域	検査戸数 検査個数		不合格	不 適 正 使 用 個 数					
快直地被	快且厂奴	快 旦   凹 数	個数	定検	水平	零点	据付	その他	合計
京都市	5	11	0	0	0	0	0	0	0
綾部市、南丹市、宇治市、 精華町	6	39	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11	50	0	0	0	0	0	0	0

#### (2) 特定計量器 (検定の有効期間のあるもの) の検査

検定又は装置検査の有効期間が定められているタクシーメーター、水道メーター、 燃料油メーター等の特定計量器について随時検査を行い、有効期間を経過しているも の、検定証印等が脱落しているものなどの不適正使用を防止するとともに、適正な計 量の実施について指導を行った。

#### ア 水道メーター

本年度は、京都市内の1事業所において検査を行った。 検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査 事業所数	不合格 事業所数	検査個数	不合格個数
京都市(南区)	1	0	(台帳検査) 68,513	0
水郁川 (用色)	1	0	(外観検査) 4	0

### イ 燃料油メーター

本年度は、綾部市内の2事業所において検査を行った。 検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査 事業所数	不合格 事業所数	検査個数	不合格個数
綾部市	2	0	36	0

### ウ ガスメーター

本年度は、6市2町の47事業所において検査を行った。 検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査		検査値	固数	不合格個数
京都市	16	1	(台帳検査)	112, 982	2
水 和 山	16	1	(外観検査)	71	(台帳検査・有効期限切れ)
宮津市、京田辺市、南丹市、	0.1	0	(台帳検査)	27, 734	22
長岡京市、城陽市、 宇治田原町、井手町	31	3	(外観検査)	142	(台帳検査・有効期限切れ)
	47	4	(台帳検査)	140, 716	24
	47	4	(外観検査)	213	(台帳検査・有効期限切れ)

### 4 依頼検査

工場等で使用されている圧力計について、使用者からの依頼による検査を行い、適正な使用について指導を行った。

検査実績は次のとおりである。

依頼件数	検査個数	合格個数	不合格個数
3	3	3	0

### V 量目の検査及び指導

### 1 量目立入検査

商店、スーパーマーケット等において食料品、その他の日常生活消費物資の量目(商品の真実の量に対する表示量の誤差)について、立入検査を行い、不適正計量商品を排除し、正量販売の指導に努めた。検査の結果、不適正計量商品のあった事業者には、厳重注意の上、不適正商品群について再計量を指示するとともに、全事業者に対して風袋量の確実な設定等量目精度向上の普及に努めた。

なお、本年度は8地区(京都市域内3、京都市域外5)の30店舗において立入検査を 行った。

検査成績は表19・20のとおりである。

表 1 9	商品量目立入検査	地域別内訳

区分	検査個数		内	訳			
検査地域	(快重個数	正量個	正量個数(%) 不足個数(				
京 都 市 (右京区、左京区、下京区)	647	619	95. 7%	28	4.3%		
綾 部 市	198	198	100.0%	0	0.0%		
南丹市、京丹波町	129	126	97. 7%	3	2.3%		
宇治市、精華町	450	442	98. 2%	8	1.8%		
合 計	1, 424	1, 385	97. 3%	39	2. 7%		

表 2 0 商品量目立入検査 品目別内訳

区分	検査		京都	市内		検査		京都	市外		検査		合	計	
検査品目	個数	正量	<b>遣</b> 個数	不足	1個数	個数	正量	<b>遣</b> 個数	不足	1個数	個数	正量	個数	不足	<b>上</b> 個数
食肉	221	214	96.8%	7	3. 2%	197	197	100.0%	0	0.0%	418	411	98. 3%	7	1. 7%
食肉加工品	8	8	100.0%	0	0.0%	18	18	100.0%	0	0.0%	26	26	100.0%	0	0.0%
魚介類	98	98	100.0%	0	0.0%	121	117	96. 7%	4	3. 3%	219	215	98. 2%	4	1.8%
魚介類加工品	89	87	97.8%	2	2.2%	100	100	100.0%	0	0.0%	189	187	98. 9%	2	1.1%
野菜	112	97	86.6%	15	13.4%	145	142	97.9%	3	2.1%	257	239	93.0%	18	7.0%
調理食品	111	108	97.3%	3	2.7%	167	163	97.6%	4	2.4%	278	271	97. 5%	7	2.5%
穀類	0	0	0.0%	0	0.0%	7	7	100.0%	0	0.0%	7	7	100.0%	0	0.0%
農産物の漬物	0	0	0.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%	1	1	100.0%	0	0.0%
その他	8	7	87.5%	1	12.5%	21	21	100.0%	0	0.0%	29	28	96.6%	1	3.4%
合 計	647	619	95. 7%	28	4.3%	777	766	98.6%	11	1.4%	1, 424	1, 385	97. 3%	39	2.7%

### 2 試買検査

消費者モニターに食料品の買い取りを依頼し、その量目をモニター等の立合のもとに 検査して実態を把握し、適正計量の推進に資するとともに、その結果に基づき指導が必要 と認められる販売事業者に対し、立入検査等を実施して正量販売の指導を行うこととし ている。

なお、本年度は4地区(京都市域内2、京都市域外2)において、公募方式により消費者モニターの協力を得て実施した。検査結果は次のとおりである。

		正、味、量、表、記、商、品													
商品分類	市域内(左京区、下京区)			市域外 (南丹市、綾部市)				全 域							
	検査 件数 (個)	正量 件数 (個)	不足 件数 (個)	正量率	不足率	検査 件数 (個)	正量 件数 (個)	不足 件数 (個)	正量率	不足率	検査 件数 (個)	正量 件数 (個)	不足 件数 (個)	正量率	不足率
食肉類	18	18	0	100.0%	0.0%	30	30	0	100.0%	0.0%	48	48	0	100.0%	0.0%
魚介類	11	11	0	100.0%	0.0%	32	32	0	100.0%	0.0%	43	43	0	100.0%	0.0%
調理食品	9	9	0	100.0%	0.0%	7	7	0	100.0%	0.0%	16	16	0	100.0%	0.0%
野菜類	1	1	0	100.0%	0.0%	10	10	0	100.0%	0.0%	11	11	0	100.0%	0.0%
その他	39	39	0	100.0%	0.0%	51	51	0	100.0%	0.0%	90	90	0	100.0%	0.0%
計	78	78	0	100.0%	0.0%	130	130	0	100.0%	0.0%	208	208	0	100.0%	0.0%

### VI 計量制度の普及啓発事業

### 1 計量記念日事業

(1) 京都府中小企業関係定例表彰並びに京都府計量功労者表彰式

平成30年11月30日京都ガーデンパレスにおいて京都府中小企業関係定例表彰並びに京都府計量功労者等表彰式が行われた。 計量の部では、計量功労者3名に、京都府知事から表彰状等が授与された。知事あいさつのあと、府議会議長他来賓から祝辞が述べられた。

受彰者等は、次のとおりである。(敬称略)

- ○計量功労者 3名
  - ・従業員

谷水 弘治 (株式会社島津製作所)

中川 喜勝 (株式会社イシダ)

村上 重一 (株式会社京山)

#### (2) 啓発·指導

計量普及ポスター、計量標語ステッカーを計量器製造、修理、販売及び計量証明の各事業者、適正計量管理事業所、商工業者団体等に配布し、各事業所、店舗への掲示を依頼するとともに、計量普及リーフレット「くらしと計量」、計量標語ステッカーを各市町村等を通じ消費者団体等へ配布して計量意識の高揚を図った。

なお、計量標語は、一般社団法人京都府計量協会が適正計量管理事業所の従業員から募集し、優秀作及び佳作に選定した中から、製造及び流通事業者向けに各3題を採用した。

### 2 計量教室の開催

本年度4地区で開催した試買検査終了後、計量に対する講話、消費者モニターとの意見 交換等を行い、計量教室を開催し計量知識の啓発に努めた。

また、小学生とその保護者を対象に、計量検定所の見学とはかり工作の体験等を通して、 計量についての理解を深めることを目的に、「夏休み親子計量教室」(京都府・一般社団法人 京都府計量協会 共催事業)を開催した。

開	催日	開催場所	参加者数
8月20日、21日	夏休み親子計量教室	京都府計量検定所	29組67名

### 3 消費生活展

市町村等が行う消費生活展に計量コーナーを設け、計量に関するパネルの展示やリーフレットの配布を行うほか、重さ当てクイズを実施するなど計量の普及、啓発に努めた。 消費生活展の開催日等は次のとおりである。

開催日	開催場所
5月14日~16日	宇治市役所1階市民ギャラリー (宇治市)
11月3日	文化パルク城陽(城陽市)
11月17日、18日	向日町競輪場(向日市)
11月18日	田辺中央体育館アリーナ (京田辺市)

### 4 講習会への講師の派遣

各種講習会等へ講師を派遣し、適正計量に関する講習等を行った。

(1) 計量・計測業務担当者のための研修会

主催者:一般社団法人京都府計量協会

実施日:平成30年6月27日

会 場:当 所 参加者:21名

(2) 計量証明事業者主任計量者(質量)講習会

主催者:一般社団法人京都府計量協会

	実 施 日	会場	参加者数
笠 1 同	平成30年9月7日	京都高等	195
第1回	平成30年9月7日	技術専門校	13名
笠 0 同	亚出20年10日10日	福知山市民	0 4
第2回	平成30年10月12日	交流プラザ	2 名
第3回	亚皮21年2月2日	京都高等	6 名
男 3 凹	平成31年2月8日	技術専門校	6 名

### VII 計量関係団体への支援

一般社団法人京都府計量協会は、平成21年1月に任意団体から法人化され、同年4月に京都府が「指定定期(計量証明)検査機関」として指定、同年5月から京都府の定期検査(計量証明検査)・検定等の業務を受託している。

同協会は、製造・修理事業者で組織する「計量器工業部会」、販売事業者・適正計量管理事業所で組織する「計量管理部会」、計量士で組織する「計量士部会」、一般計量証明事業者で組織する「計量証明部会」、環境計量証明事業者で組織する「環境計量証明部会」で構成され、協会又は部会独自に次の事業を行っている。

- ○法令知識、情報提供のための計量ニュース、会報等の発行
- ○家庭用計量器の精度確認
- ○計量関係企業の事業場等の見学
- ○技術及び法令知識習得のための研修会の開催
- ○事業場従業員からの計量標語の募集
- ○事業場の優良従業員表彰
- ○その他計量普及資料の配布
- ○計量法の普及啓発事業

京都府では、委託業務に係る指導・監督をはじめとして、協会及び各部会との連携を強めるとともに、これらの事業に対して円滑な運営を図るための支援を行った。

計量関係団体の概要は、次々頁のとおりである。

### Ⅷ計量制度の推進

### 指定製造事業者制度の充実

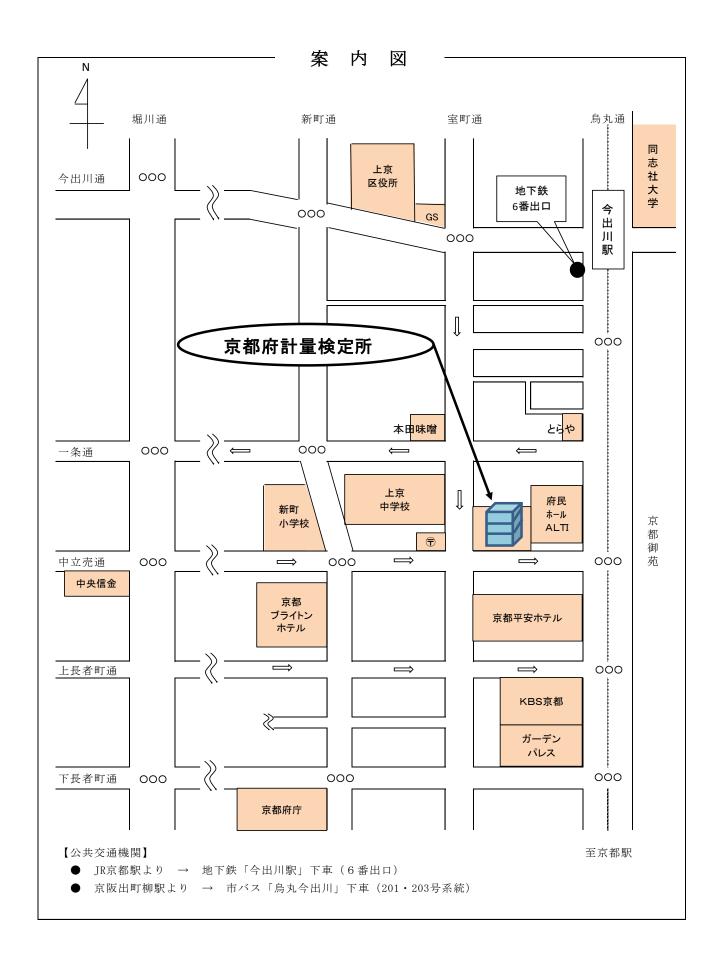
正確な特定計量器を供給するために、検定制度に代替するものとして平成6年に創設された指定製造事業者制度について、指定に関する相談を受け、打ち合わせ、助言を行った企業が新たに指定を受けた。

また、すでに指定を受けている事業者に対して立入検査等を継続的に実施して品質システムの維持・向上について指導・助言に努めた。

### 計量関係団体の概要

平成31年4月1日現在

般社団法人 京都府計量協会 京都府計量検定所内 TEL (075)415-3166 黒 田 晋 一 ㈱島津アドコム 代表理事 代表取締役 副理事長 増田 典 増田産業侑 代表取締役 吉川 勳 副理事長 計量士 下 川 宏 行 (株)イシダ 副理事長 営業管理部部長 副理事長 坪 内 力 イシダアイテス(株) 統括管理部参与 ㈱島津テクノリサーチ 理事 副技術担当(兼) 副理事長 上 東 浩 品質保証部長 専務理事 稔 兼事務局長 林 計量証明事業協会 京都府計量検定所内 TEL (075) 415-3166 会 長 典 増田 増田産業係 代表取締役 副会長 山本 敏 裕 ㈱山本清掃 代表取締役 副会長 伊藤 博 永 ㈱伊藤商店 代表取締役 賢士 ㈱アライの森 副会長 新井 代表取締役 環境計量証明事業協会 京都市中京区西ノ京下合町1番地 TEL (075)811-3181 ㈱島津テクノリサーチ 理事 副技術担当(兼) 会 長 上 東 浩 品質保証部長 副会長 井 下 守 ㈱ジーエス環境化学研究所 事業推進グループマネージャー



## 京都府計量検定所

〒602-0918

京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431

TEL (075) 441-8335 FAX (075) 441-8336

E-mail 指導課 <u>keiryou-shido@pref.kyoto.lg.jp</u>

URL <a href="http://www.pref.kyoto.jp/keiryou/">http://www.pref.kyoto.jp/keiryou/</a>